

【参考資料】

## 年 末 調 整

### － 各種控除記入例等 －

参考資料 1 「障害者控除」

参考資料 2 「ひとり親・寡婦控除」

参考資料 3 「国外居住親族の扶養控除」

参考資料 4 「保険料控除」

※「住宅借入金等特別控除申告書」については、確定申告を行った年により様式が異なりますので、国税庁ホームページの「各種申告書・記載例（扶養控除等申告書など）」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>

※ホームページ検索例：国税庁\_年末調整記入例

【参考資料1】

「障害者控除」について

1 概要

障害者控除は、「本人」、「配偶者（配偶者控除の対象者）」、「扶養親族」が障害者の場合に受けられるものです。控除額は、下表のとおり「障害の程度」や「同居の有無」によって異なります。

※「障害者」：27万円・「特別障害者」：40万円・「同居特別障害者」：75万円

<控除が受けられる人と控除額>

控除が受けられる人	障害者	特別障害者	同居特別障害者
	27万円	40万円	75万円
精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人		○	同居の場合 ○
児童相談所、知的障害者更生相談所などから知的障害者と判定された人	○		
うち重度の知的障害者と判定された人		○	同居の場合 ○
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	○		
うち障害等級が1級の人		○	同居の場合 ○
身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人	○		
うち障害の程度が1級又は2級と記載されている人		○	同居の場合 ○
その他「扶養控除等申告書」の裏面に記載されている人	「扶養控除等申告書」の裏面に記載のとおり		

2 「扶養控除等申告書」記入例

※ 本人：山川 太郎さん、被扶養者：山川 隆雄さん（父・79歳・同居）が「一般の障害者」の場合

☐障害者に☑を  
入れてください。

「扶養親族」の方が障害者の場合は、「☑」を入れ、かつ、「人数」を記入してください。  
※「扶養親族」の方以外の場合は、該当欄に「☑」のみ記入してください。

「氏名」、「障害の程度」、「手帳などの種類」、「交付日」、「同居の有無（特別障害者の場合のみ）」を記入してください。

【参考資料2】

「ひとり親控除・寡婦控除」について

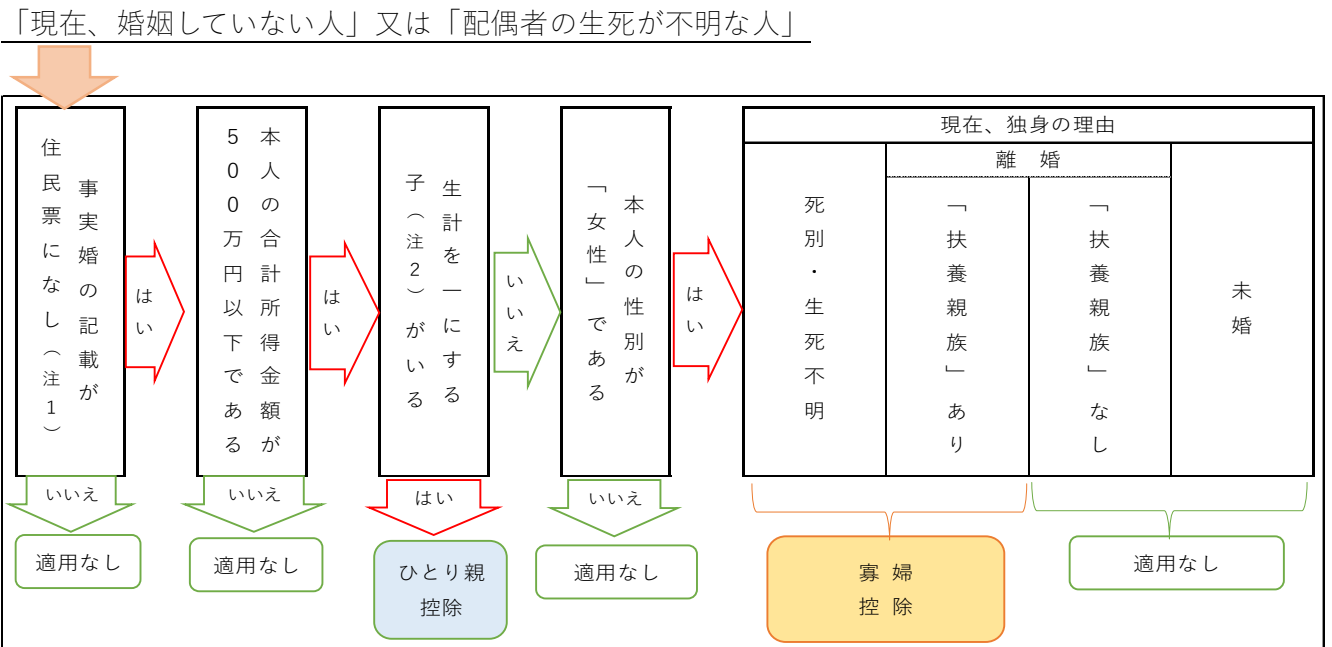
1. 概要

未婚のひとり親の負担を軽減するため、「現在、婚姻していない人」又は「配偶者の生死が不明な人」が以下の要件を満たしていると35万円の控除が受けられます。

- ・総所得金額等が48万円以下の同一生計の子（年齢制限なし）がいる
- ・本人の合計所得金額が500万円以下
- ・事実上、婚姻関係と同様の事情にある相手がいない（住民票の夫（未届）、妻（未届）で判断）

また、ひとり親に該当しない場合でも、一定の要件を満たせば27万円の寡婦控除を受けることができます。判定は、次のとおりです。

<判定フローチャート>



注1 住民票の続柄に、「夫（未届）」又は「妻（未届）」である旨の記載の有無で判断してください。  
 注2 総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

2. 「扶養控除等申告書」記入例

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	本人の扶養親族 所得見込額 (平成25年4月1日現在)	令和5年中の 所得見込額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は回答を付してください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合は記載してください。)
A 寡婦控除 対象配偶者 (注1)							
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上 平成20.4.1以前生)							
C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生							

いずれかに  を記入してください。

- 寡婦
- ひとり親
- 勤労学生

【参考資料3】

国外居住親族に係る扶養控除等について

1. 概要

外国人である従業員が母国に住む親族を扶養している場合など<sup>(注1)</sup>、従業員等が非居住者<sup>(注2)</sup>である親族について扶養控除等の適用を受ける場合、次の書類が必要となります。

なお、特に、「30歳以上70歳未満」の親族について適用を受けようとする場合、控除の要件が厳しくなっていますので、ご注意ください。

注1 日本人の従業員等が、留学等により国外に住む親族等を扶養する場合等も対象となります。

注2 国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

国外居住親族		必要書類	
16歳以上30歳未満		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上70歳未満	38万円以上送金		38万円送金書類
	障害者 留学		送金関係書類 ※留学ビザ等書類が必要な場合あり
70歳以上			

① 親族関係書類

外国政府等が発行した戸籍謄本など<sup>(注3)</sup>、国外に住む親族等が従業員等の親族であることがわかる書類といます。

なお、その書類が外国語の場合は、**翻訳文**を作成していただく必要があります。

注3 日本人の従業員が国外に住む親族等について適用する場合は、日本国が発行した戸籍の附票等が必要となります。

② 送金関係書類・38万円送金書類<sup>(注4)</sup>

金融機関が発行した外国送金依頼書の控えなど<sup>(注5)</sup>、国外に住む親族等それぞれの生活費や教育費に充てるための支払を行ったことがわかる書類をいいます。

なお、その書類が外国語の場合は、**翻訳文**を作成していただく必要があります。

注4 「38万円送金書類」は、上記の同様の書類で38万円以上送金したことがわかる書類をいいます。

注5 非居住者である親族が、外国でクレジットカードを利用して商品を購入した場合等で、その代金自体を従業員等が支払っていることがわかるクレジットカードの利用明細書も対象となります。

2. 「扶養控除等申告書」記入例

本人：AB ○○（技能実習）、被扶養者：CD ○○（子・21歳・外国（母国）在住）の場合

**令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 税務署長 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 AB ○○	あなたの生年月日 56年 1 月 1 日	あなたの生年用 番号 AB ○○	扶養控除等に関する事項 （扶養親族の氏名、生年月日、扶養の開始年月日、扶養の終了年月日、扶養の理由等）
給与の支払者の法人（個人）番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7	あなたの個人番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7	あなたの住所 （郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 〇〇市 × × 町 23-7	あなたの配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
区分等 扶養控除 対象親族等	（フリガナ） 氏名 CD ○○	個人番号 あなたとの続柄 子 生年月日 15・2・4	令和6年分の 所得の総額 0円	非居住者である親族 生計を一にする事実 （扶養する場合は扶養をばけず、扶養しない。） <input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 38万円以上の支払 600,000円	住所又は居所 1234KokuzeiStreet, ... USA

該当項目に  を入れてください。

送金等の金額を記入してください。

申告書の記入内容、「添付書類」を基に処理を行いますので、対象外の証明書等は添付しないようにしてください。

【イメージ】保険料控除証明書（●●生命）

令和6年分 生命保険料控除証明書			
契約番号（証券記載番号） 〇〇〇〇△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日
保険金受取人名 山川 明子		保険受取人生年月日 〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料（A） 25,000円	配当金（相当額）（B） 0円	一般証明額（A-B） 25,000円
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C-D）
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E-F）

「新」・「旧」によって控除額が異なりますので（※）、ご注意ください。  
※「介護」を除く。

【「保険金受取人」の対象者】  
「一般」⇒ 本人、配偶者、親族  
「介護」⇒ 本人、配偶者、親族  
「年金」⇒ 本人、配偶者

【イメージ】地震保険料控除証明書（××火災）

令和6年分 地震保険料控除証明書	
保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

生命保険料控除	保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額（分配を受けた 年金等の控除後の金額）		給与の 支払者の 確認
							(a)	(a)	
一般の 生命保 険料	●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	新	25,000	円	
	××生命	養老	10年	〃	〃	旧	80,000	円	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 25,000	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等）に当てはめて計算した金額		①	22,500	円	計（①+②）
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 80,000	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等）に当てはめて計算した金額		②	45,000	円	③ 40,000
介護医療保険料	●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子		80,000	円	
	(a)の金額の合計額		C 80,000	Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等）に当てはめて計算した金額		④	40,000	円	
個人年金保険料	●●生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	新	90,000	円	
	××生命	〇〇年金	30年	〃	山川 太郎	旧	30,000	円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 90,000	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等）に当てはめて計算した金額		④	40,000	円	計（④+⑤）	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 30,000	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等）に当てはめて計算した金額		⑤	27,500	円	⑥ 40,000	
計算式Ⅰ（新保険料等）※		計算式Ⅱ（旧保険料等）※		生命保険料控除額計（④+⑤+⑥）		120,000		円	
20,000円以下		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,001円から40,000円まで		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額			
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円			
80,001円以上		一律に40,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円			

地震保険料控除	保険会社等 の名称	保険等の 種類(目的)	保険期間	保険等の 契約者の氏名	地震 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 地震保険料等の金額		給与の 支払者の 確認
						(a)	(a)	
××火災	地震 (建物)	5年	山川 太郎	〃	地震	42,000	円	
					旧長期			
▲▲火災	積立 傷害	20年	山川 太郎	〃	地震	14,800	円	
					旧長期			
④のうち地震保険料の金額の合計額						④	42,000	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						⑤	14,800	円
地震保険料控除額						(④の金額 (④の金額が10,000円を超える場合は、⑤ × 1/2 + 5,000円) ※)	50,000	円

旧長期損害保険料の場合

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額

給与から差し引かれた社会保険料は記入しないでください。

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額

「小規模企業共済」の掛金です。

「iDeCo」などの掛金です。